

## 審査の結果の要旨

氏名 小坂橋 恵美子

従来、障害のある人がどのように住宅を選択し確保しているのか、そして居住支援上どのような課題があるのかといった研究は十分になされてこなかった。そこで、本研究では、下肢障害のある人を中心に居住支援における諸課題を、当事者への調査研究とわが国の住宅政策の分析の両面から行うことを目的とした。

第1章で研究の背景と目的を示した上で、第2章では、わが国における下肢障害のある人の生活、および住宅の実状について分析し、住宅設計上の配慮事項を検討した。その結果、下肢障害のある人の住宅では、段差の解消、通行幅員の確保をはじめとする移動保障を優先した計画が必要であることを示した。

第3章では、青・壮年期にある主として脊髄損傷による下肢障害のある人の住宅の実態を示すとともに、下肢障害のある人が不動産業者等から懸念事項を提示された経験を分析することにより、住宅売買・あっせん契約締結における障壁の所在について検討した。この検討のために、障害者団体の協力を得て、同団体が把握している脊髄損傷による下肢障害のある人を対象に質問紙調査を行い、2901票を配布し、808票の回答を得た。高齢者要因を除外する意味で、このうち、18歳以上65歳未満の人の回答、590票を分析対象とした。その結果、1)下肢障害のある人の持ち家率は高く(81.5%)、民間賃貸住宅居住者は1割にも満たないことが示された。そして、2)不動産業者等との入居・あっせん契約においては、不当な取り扱いが存在しており、しかも、3)その多くが民間賃貸住宅の契約締結時に表出していること、4)入居にあたっての住宅改善の必要性およびその可否は契約締結上の障壁となっていること、さらに、5)身体障害があることそのものも未だ意識上の障壁となっていることを明らかにした。

第4章では、下肢障害のある人の住宅における住宅改善の実施状況および住宅選択におけるニーズを分析した。その結果、1)特にバリアフリー化を図りたい場合には持ち家を選択する傾向があること、2)仕事や活動に従事したり、家族からの独立を目指す場合は借家が選択されること、そして、3)下肢障害のある人の生活にとってバリアフリー化された住宅は不可欠であるが、それは多額の自己資金を要する持ち家という自助努力によることを示した。さらに、第3章での調査結果も踏まえて、4)下肢障害のある人の高い持ち家率は、伝統的な家族主義の存続や自助努力を強いるわが国の福祉環境の反映であることが示唆されること、5)下肢障害のある人から、民間賃貸住宅は自立や社会参加を支えるための住宅としての役割が期待されていることを述べた。

第5章では、実際にバリアフリーな民間賃貸住宅に居住する車いすユーザ5名を対象として、民間賃貸住宅居住と生活の変化に関する事例分析を行った。その結果、バリアフリーな民間賃貸住宅は自立を図り、受障後の自分自身の可能性を見出す場となっている

ることが示された。

第6章では、民間の「バリアフリーマンション」の経営について、事例分析を行った。その結果、障害のある人のバリアフリーマンション居住に対する需要はあり、民間賃貸住宅事業として成立することを確認した上で、供給時に具備すべきバリアフリー化要件、および社会的支援策を明らかにした。

第7章では、わが国の住宅供給政策における民間賃貸住宅の位置づけについて分析した上で、民間賃貸住宅への入居の困難に対して提供されている支援施策についての検討を行った。

第8章では、各章を総括し、民間賃貸住宅では物理的バリアと入居制約という二重のバリアが存在していること、そしてこの二重のバリアはわが国の住宅政策の結果であることを指摘した。また、持ち家に関しては、下肢障害のある人の持ち家率の高さも以上のような住宅政策の結果であり、しかも障害のある持ち家居住者の中に大きな住宅格差、生活格差をもたらしている。加えて、民間賃貸住宅居住のバリアを回避するために過度の経済的負担を伴いながら持ち家を取得することによって、結果的に生活の困窮度が高まる傾向があることも指摘した。その上で住宅確保における支援においては、1) 社会的資産として住宅を位置づけるとともに、2) 障害のある人の権利としてあらゆるバリアの解消策を講じることを基本としつつ、3) 下肢障害のある人が必要とする住宅改善を拒まない仕組み作り、4) 従来の賃貸借システムの再構築の必要性、5) 民間賃貸住宅のバリアフリー化促進策の早急な整備の必要性を述べて結論とした。

審査の結果、本研究は、下肢障害という居住における深刻な困難を抱えている障害者について、実態調査研究と政策分析の両面から考察した先駆的な知見であり、今後高齢者の居住問題への展開も含め、発展が期待される重要な研究成果であると認められるため、学位授与に相当するという合意がなされた。

よって本論文は博士（学術）の学位請求論文として合格と認められる。